

東京都医療施設等アスベスト（石綿）除去等整備費補助金交付要綱

1 7 福保医政第1 7 7 1号  
平成1 8年2月21日

2 3 福保医政第5 4 4号  
平成2 3年6月28日

2 5 福保医政第4 8 0号  
平成2 5年6月10日

2 6 福保医政第1 2 9 0号  
平成2 6年11月13日

3 1 福保医政第7 2 2号  
令和元年8月6日

2 福保医政第6 7 0号  
令和2年7月30日

4 福保医政第1 4 4 4号  
令和4年10月20日

5 保医医政第3 7 5号  
令和5年9月4日

6 保医医政第9 8 7号  
令和6年8月29日

7 保医医政第1 0 9 8号  
令和7年9月12日

## 第1 目的

この要綱は、都内の医療施設においてアスベスト（石綿）含有保温材等（アスベストをその重量の0.1パーセントを超えて含有する保温材、耐火被覆材又は断熱材をいう。）の使用状況等の調査や、アスベスト（石綿）等が損傷、劣化等により、ばく露のおそれのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進することを目的とする。

## 第2 補助対象

### 1 補助対象者

この補助金の交付対象は、アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある、又はアスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者とする。（ただし、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。）

### 2 補助対象経費

#### (1)アスベスト（石綿）除去等整備促進事業

アスベスト含有保温材等が施工されているおそれがある場所について、建築物石綿含有建材調査者等によるアスベスト含有保温材等の使用状況等の調査に係る経費。ただし、吹付けアスベストの使用状況等の調査に要する経費は除く。

#### (2) アスベスト（石綿）除去等整備事業

アスベスト（石綿）等のばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用は除く。

ア 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

イ 設計その他工事に伴う事務に要する費用

ウ 既存建物の買収に要する費用

エ その他の整備費として適当と認められない費用

## 第3 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表の第3欄に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

	1 基準額	2 対象経費	3 調整率
アスベスト（石綿）除去等整備促進事業	一棟当たり 250,000円	アスベスト含有保温材等の使用状況等の調査に係る経費。ただし、吹付けアスベストの使用状況等の調査に要する経費は除く。	—
アスベスト（石綿）除去等整備事業	1㎡当たり56,600円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	0.66

#### 第4 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）があらかじめ指定する期日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に2部提出しなければならない。ただし、必要によっては、知事があらかじめ定める日までに申請することができる。

#### 第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じての現地調査等を行い、適当と認めたときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

#### 第6 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い、毎年度1月20日までに変更の申請を行うものとする。

#### 第7 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

#### 第8 交付の条件

この補助金の交付決定には、次の条件を付けるものとする。

##### 1 契約手続

補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

##### 2 事情変更による決定の取消し等

(1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(3) (1)の規定による補助金の交付決定の取り消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に係る補助金を交付する。

(4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取り消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

##### 3 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限り

でない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 4 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。

#### 5 状況報告

- (1) 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。
- (2) 補助事業者は、毎年度12月末日現在の補助事業の遂行状況を翌月15日までに別記第2号様式により知事に報告しなければならない。

#### 6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、11の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### 7 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### 8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第3号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに知事に2部提出しなければならない。

#### 9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

#### 11 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金額の確定があった場合においても適用する。

## 12 補助金の返還

(1) 知事が11の(1)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は、9の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

## 13 違約加算金及び延滞金

(1) 11の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取り消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 14 違約加算金の計算

(1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における13の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 知事が13の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 15 延滞金の計算

知事が13の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物(以下「財産」という。)については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

## 17 財産の処分

(1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73

号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。

(3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

#### 18 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告

(1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

(2) (1)により知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

#### 19 関係法令の遵守

補助事業者は、除去工事等の実施および除去工事等により発生したアスベスト(石綿)等を含む廃棄物の処理については、関係法令を遵守し、適切に処理しなければならない。

### 第9 その他

- 1 特別の事情により、第3、第4、第6、第8の5及び第8の8に定める算定方法及び手續によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」(昭和37年規則第141号)の定めるところによるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱による第6及び第8の5の規定中、報告期限及び申請期限に係る期日は、平成17年度の施行については、知事があらかじめ定める日とする

#### 附 則(23福保医政第544号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年6月28日から適用する。

#### 附 則(25福保医政第480号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則(26福保医政第1290号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則(31福保医政第722号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則(2福保医政第670号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則(4福保医政第1444号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（５保医医政第３７５号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

ただし、要綱第９中「保健医療局」とする改正については、令和５年７月１日から適用する。

附 則（６保医医政第９８７号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則（７保医医政第１０９８号）

この要綱は、令和７年９月１２日から施行し、令和７年４月１日から適用する。